

日本禁煙科学会 研究倫理委員会 規程

第1条（目的）

本規程は、日本禁煙科学会 研究倫理委員会（以下「本委員会」と略）について定める。

第2条（役割）

本委員会は、理事長からの求めに応じて日本禁煙科学会（以下「本会」と略）の会員が実施する「人を対象とする研究」又は「人体より採取した材料を用いる研究」について、研究の倫理的妥当性について審査し理事長に報告する。

本委員会の審査対象は、申請者が本学会の会員であること、かつ申請者が所属する機関ではなく本委員会に審査を依頼するについての十分な妥当性を有する場合に限定される。

第3条（委員会組織）

本委員会の委員は、理事長が委嘱する。理事長は委員の中から委員長を指名する。

2 委員は5人以上とし、次に掲げる者を含む。

（1）医学・医療の専門家

（2）倫理学・法律学の専門家

（3）一般の立場から意見を述べることのできる者

ただし、学会員以外の者を含み、男女両性で構成される。

第4条（委員の任期）

委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員交代により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は任期が満了した場合においても、新たに委員が選出されるまでは、前項に関わらず、引き続きその職務を行うものとする。

第5条（解任）

次の各号の一に該当するときは、理事長はこれを解任することができる。（1）心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき（2）業務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、または本会の目的に反する行為があったとき

第6条（委員会の開催）

委員長は、必要に応じ本委員会を招集し、その議長となる。

2 本委員会は、電子メールにより開催することができる。

3 委員が申請者（共同研究者を含む）である場合には、当該審査に加わることはできない。

4 他の研究機関と共同して実施する研究で既に他で倫理審査を終えているものや、侵襲を伴わない研究あるいは軽微な侵襲にとどまるもの、研究計画書の軽微な変更などに関しては、委員長の判断により1名または2名の委員によるメール審査（迅速審査）とすることができる。

第7条（審査結果）

委員会の審査結果は委員の過半数により決し、可否同数の時は議長の決するところによる」。

2 委員長は、委員会の審査結果を理事長に報告する。理事長は委員会の審査結果を参考に申請の可否を決定する。

第8条（委員の守秘義務）

委員は、審査等を行う上で知り得た個人及び研究計画等に関する情報を、法令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

第9条（申請に係る経費）

本会は、審査に必要な経費を申請者に請求することができる。

第10条（その他）

この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則 この規程は、2020年3月18日から施行する。